

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むと翌
日の翌)

目 次

◇ 告 示

- 計量器の定期検査の実施(商工指導課)
- 土地改良区の役員就退任(二件)(農村整備課)
- 土地改良区の定款の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の認可(二件)(〃)
- 保安林の指定予定(造林課)
- 保安林の指定施業要件の変更予定(〃)
- 土地収用法による土地の立入りの許可(管理課)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 都市計画法第六十六条による告示(六件)(〃)
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
- 政治団体からの解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 選 管 告 示

- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
- 政治団体からの解散の届出
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教 委 告 示

- 定例教育委員会の招集(総務課)

告 示

- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)

鳥取県告示第二百三十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四十条の規定に基づき、岩美郡、東伯郡及び日野郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四十三条の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間	実 施 場 所
平成四年四月十三日から 平成五年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所

二 計量法第四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実 施 時 間	実施区域	実 施 場 所

平 成 四 年 四 月 十 三 日	平 成 四 年 四 月 十 四 日	平 成 四 年 四 月 十 五 日	平 成 四 年 四 月 十 六 日	平 成 四 年 四 月 十 七 日	平 成 四 年 四 月 十 八 日	平 成 四 年 四 月 十 九 日	平 成 四 年 四 月 十 十 日	平 成 四 年 四 月 十 一 日	平 成 四 年 四 月 十 二 日	平 成 四 年 五 月 十 一 日	〃
午 前 十 一 時 三 十 分 か ら 午 前 十 時 三 十 分 ま で	午 後 一 時 か ら 午 後 二 時 ま で	午 前 十 時 か ら 午 後 三 時 ま で	午 前 十 時 三 十 分 か ら 午 前 十 一 時 三 十 分 ま で	午 後 一 時 か ら 午 後 三 時 ま で	正 午 ま で	午 前 十 一 時 か ら 午 後 二 時 ま で	午 前 十 一 時 か ら 午 後 三 時 ま で	午 前 十 一 時 か ら 午 後 二 時 ま で	午 前 十 一 時 か ら 午 後 二 時 ま で	午 後 一 時 三 十 分 か ら 午 後 三 時 三 十 分 ま で	〃
岩 美 町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	日 南 町	〃
岩 美 町 岩 井 消 防 屯 所	鳥 取 岩 美 農 業 協 同 組 合 小 旧 支 所	岩 美 町 役 場	福 部 村 役 場	国 府 町 林 業 会 館	〃	〃	〃	〃	〃	日 南 町 多 目 的 集 会 施 設 上 石 見 セ ン タ ー	日 南 町 高 齢 者 生 産 活 動 セ ン タ ー

鳥取県告示第二百三十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり逢坂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平 成 四 年 五 月 十 二 日	平 成 四 年 五 月 十 三 日	平 成 四 年 五 月 十 四 日	平 成 四 年 五 月 十 五 日	平 成 四 年 五 月 十 六 日	平 成 四 年 五 月 十 七 日	平 成 四 年 五 月 十 八 日
午 前 九 時 三 十 分 か ら 午 前 十 時 ま で	午 後 一 時 か ら 午 後 三 時 三 十 分 ま で	午 前 十 一 時 三 十 分 か ら 午 後 〇 時 三 十 分 ま で	午 後 一 時 三 十 分 か ら 午 後 三 時 ま で	午 前 十 一 時 か ら 午 後 二 時 ま で	午 後 二 時 三 十 分 か ら 午 後 三 時 三 十 分 ま で	午 後 一 時 三 十 分 か ら 午 後 三 時 三 十 分 ま で
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日 南 町 公 民 館 大 宮 支 館	日 南 町 公 民 館 阿 良 縁 支 館	日 南 町 公 民 館 多 里 支 館	日 南 町 中 央 公 民 館	日 野 町 公 民 館	日 野 町 山 村 開 発 セ ン タ ー	日 野 町 農 業 協 同 組 合 準 低 温 農 業 倉 庫

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	井上信男	気高郡鹿野町大字小別所一九三
"	三谷勉	" 八四
"	土橋捷則	大字鷲峰四六八
"	今本徹	大字今市九五八
"	山田辰美	気高郡気高町大字殿三五〇
"	山本文夫	大字飯里一一三
"	角田伝	大字下石一五九
"	中原小太郎	大字上原二七三
"	田中敏明	" 一六三
"	山本倫三	大字山宮二三三
"	原田実	大字陸逢一三五
"	谷尾頼孜	大字会下一二四
"	久野信幸	大字郡家二〇六
"	山本義孝	大字高江四八
"	地原敏夫	大字八幡二一〇
"	山尾三郎	大字下原九二
"	竹中義範	大字八束水三三三
"	箕原隆雄	" 六六八
"	田中末雄	" 一二四四

就任した役員の名及び住所

理事	井上信男	気高郡鹿野町大字小別所一九三
"	山田辰美	気高郡気高町大字殿三五〇
"	山本文夫	大字飯里一一三
"	竹田喬	大字下石一三一
"	中原小太郎	大字上原二七三
"	田中敏明	" 一六三
"	山本倫三	大字山宮二三三
"	原田実	大字陸逢一三五
"	谷尾頼孜	大字会下一二四
"	久野信幸	大字郡家二〇六
"	幸山義人	大字高江四五
監事	田中顕人	気高郡気高町大字飯里一九四
"	中原平藏	大字上原三七五
"	久野麒一	大字郡家二三三
"	堀場進	大字八束水六六六
"	野藤春善	気高郡鹿野町大字鷲峰一〇四一
"	木下富昌	大字殿四二七
"	升本順一	大字下原一〇一
"	久野輝之	大字会下一八八
"	林寿三郎	大字陸逢三三一
"	林重範	大字山宮一八〇一二

平成四年一月三十日退任

" 地原敏夫 " 大字八幡二一〇
 " 山尾三郎 " 大字下原九二
 " 竹中義範 " 大字八束水三三三
 " 細田昭一 " 七四四
 " 田中末雄 " 一二四四
 " 中村輝夫 " 一二五〇
 監事 池原篤郎 気高郡鹿野町大字小別所二九五
 " 平尾喜代藏 気高郡気高町大字山宮一七二
 " 山尾茂徳 " 大字下原一三一―一
 平成四年一月三十一日就任 任期四年

鳥取県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
 理事 磯上 巖 倉吉市国府九九〇―一二一
 " 荒尾 磨 " 服部八〇一
 " 高岡 俊一 " 国分寺一六〇―一

" 早田重喜 " 横田七〇四
 " 田中忠儀 " 服部六五一
 " 林一男 " 下米積四二〇
 " 河本益雄 " 横田六五三
 " 万場昭好 " 福光二六〇
 " 山松 巖 " 上米積一二三六―一
 " 田中 敏 " 国府四七二
 " 船越雅規 " 大谷五一五
 " 河原條 寛 " 下福田七〇六
 " 徳本千忠 " 服部九七九―一六
 " 山崎良延 " 尾原六三四―三
 " 木田三郎 " 下福山三四二
 " 徳岡昭彦 東伯郡大栄町大字東高尾三七五
 " 福永良雄 倉吉市福光六二五
 " 矢田恒則 " 下米積七四四―一
 " 田中満慶 " 国府四八七
 平成四年二月十六日退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 磯上 巖 倉吉市国府九九〇―一二一
 " 荒尾 磨 " 服部八〇一
 " 高岡 俊一 " 国分寺一六〇―一
 " 林 一男 " 下米積四二〇
 " 岸田正昭 " 服部九七九―一五七

〃	篠津信美	〃	別所一二七
〃	田中忠儀	〃	服部六五一
〃	藤井一久	〃	福光一五六―三
〃	河本益雄	〃	横田六五三
〃	山松 巖	〃	上米積一二三六―一
〃	田中 敏	〃	国府四七二
〃	早川重喜	〃	横田七〇四
〃	船越雅規	〃	大谷五一五
〃	河原條 寛	〃	下福田七〇六
〃	木田三郎	〃	三四二
〃	徳岡昭彦	〃	東伯郡大栄町大字東高尾三七五
監事	福永良雄	〃	倉吉市福光六二五
〃	田中満慶	〃	国府四八七
〃	矢田恒則	〃	下米積七四四―一

平成四年二月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成四年三月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）井原奥地区区画整理）を平成四年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業山田地区暗きよ排水及び客土）を平成四年三月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十九号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年

法律第二百四十九号(第三十条の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

米子市両三柳字三保向七四五八一の二から四五八一の一三まで、河崎字大水落沖三三三三の四から三三三三の七まで、三三三四の一、三三三五の一、三三三六、三三三七、三三三八の二、三三三九の三、三三四〇の一、三三四〇の二、夜見町字砂濱三〇八八の二、字砂浜三〇八八の二〇、字砂濱一 三〇九一の一、三〇九一の二、三〇九三の一、三〇九三の二、字砂浜老 三〇九一の一〇、三〇九一の一、字砂濱二 三〇九五の二、三〇九六の二、字砂浜二 三〇九五の一、字砂浜式 三〇九五の一七、字砂浜三 三〇九七の一七、三〇九八の一五、三〇九九の八、字砂浜参 三〇九七の二三、三〇九七の二四、字砂浜四 三一〇〇の九、三一〇一の一二、三一〇二の一〇、字砂浜五 三一〇三の二一、三一〇三の二七、三一〇三の二八、富益町字新開老 一の一七、字新開式 二二の一〇、二二の二二、字新開参 二四の三、二四の一二、二六の一六、字新開四 五〇の一〇、五一の八、五三の九、字新開五 五四の三、五六の九、五七の八、字新開六 六七の一四、六八の一三、六九の一七、字新開七 七〇の一〇、七一の七、字新開八 九九の二、一〇〇の三、一一二の九、字新開九 一二一の三、一二八の四、一三六の四、字新開拾 一三九の九、一四〇の一、一五四の五、一五五の七、字新開拾壹 一六四の八、一八五の五、一八八の五、一九八の七、字新開拾貳 二

〇八の四、二二〇の八、二二五の一〇、字新開拾参 二二六の八、二三〇の五、二三三の七、二三六の九、和田町字浜田灘東一の六、字御崎川尻北三〇九九の六、三一〇〇の三、字東灘北三一五〇の七、字上大灘東北三一五一の一七、三一五一の一九、字上松中東三二七三の七、字下灘屋敷東三二七四の一、三二七四の一五、三二七四の一七、三二七四の一八、字中屋敷東三四三六の一九、三四三六の二二、三四三六の二八、三四三六の三〇、字灘中屋敷東三四三七の二三、三四三七の二六、三四三七の三〇、三四三七の三三、字上灘屋敷東三六一〇の一七、三六一〇の一九、三六一〇の二一、字二割屋敷東三六八八の一八、三六八八の二〇、三六八八の二四、大篠津町字東五七の三一、五七の三二、字安田三八四の一五、字東ノ式 七二一の三七

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百四十号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字真山七四三（国有林。次の図に示す部分に限る。）・関金町大字福原字福原奥・大字山口字黒谷・倉吉市耳字池谷・広瀬字西山（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧

に供する。）

鳥取県告示第二百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線 新鳥取線冰雪害対策工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡江府町大字俣野地内

四 立ち入ろうとする期間

平成四年三月十日から同年十二月三十一日まで

鳥取県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年三月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 (敷地の幅員) (メートル)	変更前後 (メートル)	変更前後 (メートル)
中井小河 内用瀬線	八頭郡河原町大字小河内字井手ノ上三〇九一ニ地先から同大字字南会津四三五一ニ地先まで	変更前 三・〇	変更後 八・三	延 八〇三・〇
		敷地の幅員 一三・〇	敷地の幅員 一三・〇	延 八〇三・〇
				延 七六〇・〇

鳥取県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年三月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
中井小河内 用瀬線	八頭郡河原町大字小河内字井手ノ上三〇九一ニ地先から同大字字南会津四三五一ニ地先まで	平成四年三月十五日

鳥取県告示第二百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年九月二十五日鳥取県指令受鳥土維第四百四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海五四二一

株式会社メカワークシミズ

代表取締役 清水昭允

鳥取県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・七号停車場卯垣線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示

する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十四号南駅口美保橋線及び三・四・八号宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・六・一号河原町宮川町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・六号米子港西三柳線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・五・三号美保航空線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	届出 年月日	備考
段塚廣文後援会	野田 一伯	鳥飼 利子	東伯郡関金町大字 山口六八八	平成四年 一月十日	その他 の政治 団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
下村道也後援会	会計責任者の氏名	大江 昇	山中 保	平成四年三月十日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
種田吉寿後援会	角田 稔	大江 旭	西伯郡西伯町大字 倭三四〇	平成四年三月十日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成四年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 平成3年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 種田吉寿後援会

報告年月日 平成4年1月24日

(平成3年12月25日解散)

事務所費 1,715円
機関紙誌の発行費
その他の事業費

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 55,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 55,000円

(2) 支出総額 55,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（内訳別掲）

個人からの寄附 55,000円

合 計 55,000円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

その他 55,000円

(2) 支出の内訳

経常経費

政治活動費
機関紙誌の発行費
その他の事業費
宣伝事業費
その他の経費
小 計 53,285円
合 計 55,000円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年三月十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成四年三月十五日(日) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 県立学校長人事について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九條第一項の規定により告示する。

平成四年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	玉将三番	豊丸産業株式会社
〃	スロットマシン	〃
〃	ビッグナイター	株式会社平和
〃	レックスネークカセノン1	〃
〃	赤ちょうちん3	株式会社まさむら遊機

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号。以下「法」という。)第5條の3第1項の規定により銃銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を次のとおり開催する。

平成 4 年 3 月 10 日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号に掲げる者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	平成4年4月15日	午前9時30分から 午後4時00分まで	米子市権町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成4年4月7日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市権町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成4年4月28日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁県議会議棟3階大会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の

用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 法第5条の2第3項第2号の規定による海外旅行等の事情により許可の更新を受けることができなかった者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

雑 報

- ア 初心者講習 5,700円
- イ 経験者講習 2,200円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 8 携行品
 - 筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）
 - 印鑑

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年3月24日まで鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篁 篤

— 法第6条1項の届出に係るもの

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー上道店
境港市上道町3243外3筆
 - 2 届出者の名称及び住所
株式会社ジュンテンドー
鳥根県益田市下本郷町206—5
 - 3 繰上げ前の開店日
平成4年8月21日
 - 4 繰上げ後の開店日
平成4年7月21日
- 二 法第9条3項の届出に係るもの
- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイイチマルデン倉吉店
倉吉市昭和町1丁目3
 - 2 届出者の名称及び住所
株式会社マルデン
倉吉市昭和町1丁目3
 - 3 現在の閉店時刻
午後6時30分（ただし、年間60日に限り午後7時）
 - 4 繰下げ後の閉店時刻
午後7時（ただし、年間90日に限り午後7時30分）
 - 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成4年10月4日